

(公社) 北海道トラック協会
セーフティ通信
～ストップ・ザ・交通事故～

第1557号
R02. 6. 29
(公社) 北海道トラック協会
TEL (011) 511-9784
FAX (011) 521-5810
HPアドレス <http://www.hta.or.jp>

○ 道路交通法改正(妨害運転罪創設)

【**あおり運転** ~ 令和2年6月30日改正道路交通法が施行されます。】

① 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両の通行を妨害する目的で一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

あおり運転をした場合

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数25点 免許取り消し(欠格期間2年)
* 前歴や累積点数がある場合には最大5年

《妨害運転対象10類型》

- ◆通行区分違反 ◆急ブレーキ禁止違反 ◆車間距離不保持
- ◆進路変更禁止違反 ◆追い越し違反 ◆減光等義務違反
- ◆警音器使用制限違反 ◆安全運転義務違反 ◆最低速度違反(高速道)
- ◆高速自動車国道等駐停車違反

② 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

あおり運転のせいで 危険が生じた場合

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数35点 免許取り消し(欠格期間3年)
* 前歴や累積点数がある場合には最大10年

北ト協ホームページお知らせに掲載】

STOP! あおり運転 !!